

福岡県公報

令和七年七月八日
第六百十号
増刊 ②

目次

規則（第三十六号）

○福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（開発・盛土指導課）……………一

人事委員会

○福岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

（人事委員会事務局給与公平課）……………一

○福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

（人事委員会事務局給与公平課）……………七

再掲

○福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

（建築指導課）……………七

規則

福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年七月八日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第三十六号

福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則（平成十二年福岡県規則第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表中三四の項を削り、三五の項を三四の項とし、同項の次に次のように加える。

三五 特例条例別表四五の項に規定する宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号。以下この項において「法」という。）の規定による申請書等で別に規則で定めるもの

イ 法第十二条第一項の規定による宅地造成等に関する工事の許可の申請に係る書類
ロ 法第十六条第一項の規定による宅地造成等に関する工事の計画の変更許可の申請に係る書類
ハ 法第十六条第二項の規定による宅地造成等に関する工事の軽微な変更の届出に係る書類
ニ 法第十七条第一項の規定による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査の申請に係る書類
ホ 法第十七条第四項の規定による土石の堆積に関する工事の完了確認の申請に係る書類
ヘ 法第三十条第一項の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請に係る書類
ト 法第三十五条第一項の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更許可の申請に係る書類
チ 法第三十五条第二項の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の軽微な変更の届出に係る書類
リ 法第三十六条第一項の規定による特定盛土等に関する工事の完了検査の申請に係る書類
ヌ 法第三十六条第四項の規定による土石の堆積に関する工事の完了確認の申請に係る書類

附則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

人事委員会

福岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年七月八日

福岡県人事委員会委員長 馬場 貞仁

福岡県人事委員会規則第二十二号

福岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の育児休業等に関する規則（平成四年福岡県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「非常勤職員であつて、一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日がある」を削る。

第十二条の見出しを「（部分休業の承認の請求、育児休業法第十九条第二項の規定による申出及び同条第三項の規定による変更の手続）」に改め、同条第一項中「部分休業

の承認の請求」の下に「、育児休業法第十九条第二項の規定による申出及び同条第三項の規定による変更（以下「部分休業の承認の請求等」という。）」を加え、同条同項中「部分休業承認請求書」を「部分休業簿」に改め、同条第二項中「部分休業の承認の請求」を「部分休業の承認の請求等」に改める。

様式第五号（第十二条関係）を次のように改める。

様式第5号（第12条関係）

部分休業簿

（第1面）

申出対象期間	年度
--------	----

所属	氏名

1 請求に係る子	氏名	続柄等	生年月日
			年 月 日
	氏名	続柄等	生年月日
			年 月 日
	氏名	続柄等	生年月日
			年 月 日

2 申出	申出月日	申出の内容 ①又は②を記入	※申出の内容（変更後の内容も共通） ①1日につき2時間を超えない範囲内（第1号部分休業） ②1年につき福岡県職員の育児休業等に関する条例で定める時間（10日相当）を超えない範囲内（第2号部分休業）
	月 日		

3 変更(第1回目)	変更月日	変更後の内容 ①又は②を記入	変更が必要な事情	特別の事情の有無 (決裁権者が有又は無を記入)	決裁			
	月 日							

3 変更(第2回目)	変更月日	変更後の内容 ①又は②を記入	変更が必要な事情	特別の事情の有無 (決裁権者が有又は無を記入)	決裁			
	月 日							

4 備考								
------	--	--	--	--	--	--	--	--

- (注)
- この部分休業簿には、申出、変更又は請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は母子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等）を添付すること（写しでも可）。
 - 第1号部分休業の承認の請求の場合は第2面、第2号部分休業の承認の請求の場合は第4面を用いること。
 - 第1号部分休業の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を第3面に記入すること。

第1号部分休業の承認の請求の場合

年度

※ 申請 番号	※ 部分休業の承認の請求をする期間			※ 請求月日	※ 請求者 の承認	※ 決 裁					※ 備 考
	月 日	毎日／ 曜日等	時 間								
1	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日							
2	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日							
3	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日							
4	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日							
5	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日							
6	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日							
7	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日							
8	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日							
9	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日							
10	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日							

(※印の欄は職員が記入又は確認する。)

第1号部分休業の承認の取消しの場合

(第3面)

年度

※ 整理 番号	部分休業の承認の取消しの期間				時 間		※ 請求者 の確認						備 考					
	月	日	月	日			決 裁											
1	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで						
2	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで						
3	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで						
4	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで						
5	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで						
6	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで						
7	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで						
8	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで						
9	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで						
10	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで						

(※印の欄は職員が記入又は確認する。)

第2号部分休業の承認の請求の場合

(第4面)

年度

第2号部分休業の時間数

時間分

※ 申請 番号	※ 部分休業の承認の請求をする期間			※ 請求 時間数	※ 残時間数	※ 請求月日	※ 請求者 の承認	※ 決 裁						備考
	月	日	時間											
1	月	日	から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日							
2	月	日	から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日							
3	月	日	から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日							
4	月	日	から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日							
5	月	日	から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日							
6	月	日	から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日							
7	月	日	から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日							
8	月	日	から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日							
9	月	日	から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日							
10	月	日	から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日							
11	月	日	から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日							
12	月	日	から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日							
13	月	日	から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日							
14	月	日	から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日							
15	月	日	から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日							

(捺印の欄は職員が記入又は確認する。)

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年七月八日

福岡県人事委員会委員長 馬場 貞仁

福岡県人事委員会規則第二十三号

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成十年福岡県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十七条の三第二項中「介護時間は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二時間（育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業）を「育児休業法第十九条第一項の規定による同条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する部分休業」に、「時間がある日」を「時間がある日の介護時間」に、「当該二時間」を「一日につき二時間」に、「減じた時間」を「減じた時間」に改める。

第二十六条の次に次の一条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第二十六条の二 条例第十九条の二第二項の人事委員会規則で定める期間は、対象職員の子が一歳十一か月に達する日の翌々日から二歳十一か月に達する日の翌日までの一年の期間とする。

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

再 掲

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年六月二十六日

福岡県規則第三十五号

福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

福岡県建築基準法施行細則（昭和二十六年福岡県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二中第三項を第五項とし、第二項を第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 施行規則第五条第三項の規則で定める調査結果表は、知事が別に定める。

第十八条の二第一項の次に次の一項を加える。

2 法第十二条第一項に規定する調査において、建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十二号）第二の規定により知事が付加する定期調査等の項目、方法及び結果の判定基準（以下「調査項目等」という。）及び知事が指定する調査項目等に係る調査を要する建築物は、次の各号に掲げる建築物の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 令第十六条第一項各号に掲げる建築物（同項の規定により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。次条において同じ。）又は前項第一号から第四号までに掲げる特定建築物防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十八年国土交通省告示第七百二十三号。以下「防火設備定期検査告示」という。）別表第一（一）から（五）まで（各階の主要な常時閉鎖した状態にある防火扉（以下「各階の主要な常閉防火扉」という。）に係るものに限る。）に掲げる項目、事項、方法及び結果の判定基準（以下「項目等」という。）

二 前項第五号に掲げる特定建築物 防火設備定期検査告示別表第一（一）から（五）まで（各階の主要な常閉防火扉に係るものに限る。）に掲げる項目等及び別表第四（イ）欄に掲げる項目に応じ、同表（ろ）欄に掲げる方法及び同表（は）欄に掲げる基準
第十八条の三第一項第一号中「（同項の規定により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。次号にお

福岡県知事 服部 誠太郎

建築物の内 部		二 避難 施設等			
(一)		(二)		(三)	
(四)		(二)		(一)	
調査項目 (イ)	居室の換 気	階段 特別避難 階段	排煙設備 防煙壁	付室等の 排煙設備 の作動の 状況	各階の主要な排煙設備の作 動を確認する。ただし、三 年以内に実施した定期検査 の記録がある場合にあつて は、当該記録により確認す ることとする。
	換気設備の作動の状 況				
調査方法 (ロ)	換気の妨げとなる物 品の放置の状況	乗降ロビ ー等の排 煙設備の 状況	可動式防 煙壁の作 動の状況	各階の主要な排煙設備の作 動を確認する。ただし、三 年以内に実施した定期検査 の記録がある場合にあつて は、当該記録により確認す ることとする。	目視により確認する。
判定基準 (ハ)	換気設備が作 動しないこと	排煙設備が作 動しないこと	可動式防煙壁 が作動しない こと。	各階の主要な排煙設備の作 動を確認する。ただし、三 年以内に実施した定期検査 の記録がある場合にあつて は、当該記録により確認す ることとする。	換気の妨げと なる物品が放 置されている こと。

いて同じ。」を削り、同項第三号中「防火設備」の下に「のうち、令第百九条第一項に規定する防火設備（各階の主要な常閉防火扉及び防火ダンパーを除く。）であつて、随時閉鎖又は作動をできるもの」を加え、同条に次の一項を加える。

3 施行規則第六条第三項の規則で定める検査結果表は、知事が別に定める。

別表第三の次に次の一表を加える。

別表第四（第十八条の二関係）

附 則

この条例は、令和七年七月一日から施行する。

(六)		(五)	
照明の妨げとなる物品の放置の状況		非常用の照明装置の作動の状況	
目視により確認すること。		各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することとする。	
照明の妨げとなる物品が放置されていること。		非常用の照明装置が作動しないこと。	